

秋田県教育委員会告示第5号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（建造物）に指定する。

平成29年3月24日

秋田県教育委員会委員長 米 田 進

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
旧松倉家住宅	3棟	秋田市旭南二丁目7番29号	秋田市